

議員提出議案第5号

葛飾区議会の震災対策に関する規程の一部を改正する規程

上記の議案を提出する。

平成26年3月27日

提出者

6番	米川 大二郎	24番	平田 みつよし
25番	筒井 たかひさ	29番	上村 やす子
30番	三小田 准一	31番	中村 しんご
32番	荒井 彰一	33番	上原 ゆみえ
34番	出口 よしゆき	35番	安西 俊一
39番	米山 真吾	40番	清水 忠

葛飾区議会議長 秋家 聡 明 殿

(提案理由)

災害発生時における議会及び議員の対応について、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区議会の震災対策に関する規程の一部を改正する規程

葛飾区議会の震災対策に関する規程（平成7年6月26日議決）の一部を次のように改正する。

題名中「震災対策」を「震災対策等」に改める。

第1条中「議員の震災対策」を「葛飾区議会議員（以下「議員」という。）の震災対策等」に改める。

第2条第2項から第4項までを次のように改める。

- 2 議員は、速やかに自らの安否及び居所を議長に報告し、連絡態勢を確立するものとする。
- 3 議長及び副議長は、議事堂に参集するものとする。
- 4 議長は、必要に応じて、議会運営委員会理事を議事堂に招集するものとする。

第3条を次のように改める。

(所掌事項)

第3条 議員（次項に掲げる議員を除く。）は、必要に応じて、次に掲げる事項を行う。

- (1) 被災地、避難所等における調査
- (2) 議長への情報提供及び要請事項についての連絡
- (3) 被災者に対する相談及び助言
- (4) その他必要と認める事項

2 前条第3項及び第4項の規定により議事堂に参集した議員（以下「議長等」という。）は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 区災害対策活動状況等に関する情報の収集
- (2) 前項の議員からの情報、要請事項等の把握
- (3) 本部への情報提供及び要請
- (4) その他必要と認める事項

第6条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

(体制の解除)

第6条 本部が廃止されたとき、又は議長が必要と認めるときは、体制を解除するものとする。

(他の災害)

第7条 震災以外の災害で本部が設置された場合において、議長が必要と認めるときは、震災時に準じた体制を設けるものとする。

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。